

出向・移籍を サポートします

企業間の
出向・移籍

お気軽に
ご相談
ください

信頼と安心

経済・産業団体と
厚生労働省の協力で
設立された
公益法人です。

全国ネット

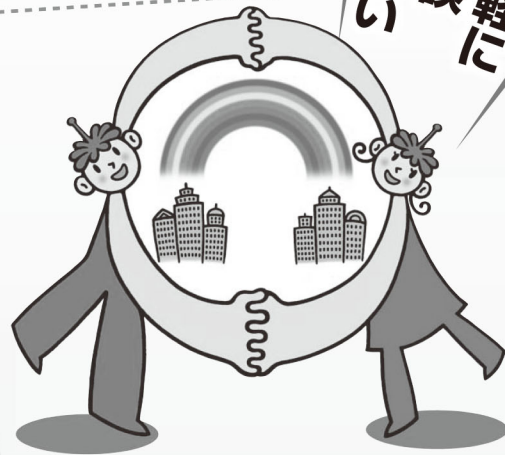
全国47都道府県の
事務所で、取扱って
おります。

無料

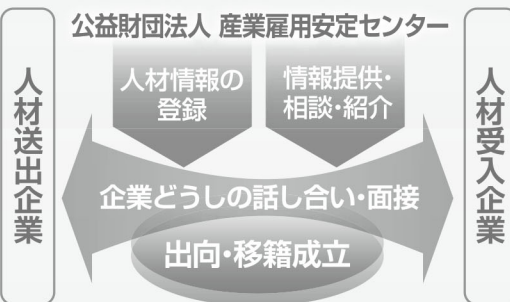
情報の提供・相談、
あっせんの費用は
かかりません。

出向・移籍

- ◎受入企業及び送出企業に対しきめ細やかな相談で最適な人材情報の提供・紹介を行います。
- ◎インターネットにより人材情報も提供しています。



センターの出向・移籍支援システム



センター 利用の メリット

- ◎センター独自の求人情報の提供が可能です。
- ◎他の公共職業紹介機関(ハローワーク等)との併用が可能です。
- ◎求職される皆様のご希望を考慮し、求人情報をご紹介します。
- ◎求職者にはセンターの職員が登録から再就職に向けて支援・指導を行います。



公益財団法人 産業雇用安定センター静岡事務所

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11番7号 三井生命静岡駅前ビル12F
TEL 054-255-1343 FAX 054-652-3259
E-mail: shizuoka-j2@sangyokoyo.or.jp

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国的なネットワークを通じて、
人材の確保、従業員の再就職支援に努めています。

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索

↓
トップページ右上の

「今月の中小企業静岡」をクリック!

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1311/index.html>

目次

INDEX

特集	消費税転嫁対策特別措置法について ～消費税の円滑な転嫁のために～	2
クローズアップ インタビュー	遠州灘天然とらふぐの普及に向け 積極的に活動 遠州灘ふぐ調理用加工協同組合 金原 貴 理事長	11
Business Report	環境に配慮した新たなビルメンテナンス 商品、サービスを提供 ほか	14
景況ウォッチ	9月の情報連絡員月次景況調査より	16
ネットワーク	静岡県産業廃棄物適正処理推進研修会 (排出事業者向け)開催のご案内 ほか	18
シリーズ 「くみあい百景」	お客さまとの出会いを大切に、 交流の輪を広げる 企業組合であい村蔵ら	22
読者プラザ	静岡県東部青年中央会 鈴木雅貴	24

特集

消費税転嫁対策特別措置法について ～消費税の円滑な転嫁のために～

来年4月より消費税率の引上げが決定した。その実施にあたり消費税を円滑に転嫁するための対策や商品等の価格表示などについて規定した法律「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）がこの10月1日に施行された。

特集では同法に関する次の4項目について、内閣府などの関係省庁が発行した資料を基に、事業者に対する規制行為や消費者への価格表示方法など具体例を交えて紹介していく。

- 1 転嫁拒否等の行為の是正
- 2 転嫁を阻害する表示の是正
- 3 総額表示義務の特例
- 4 総額表示に係る景品表示法の適用除外

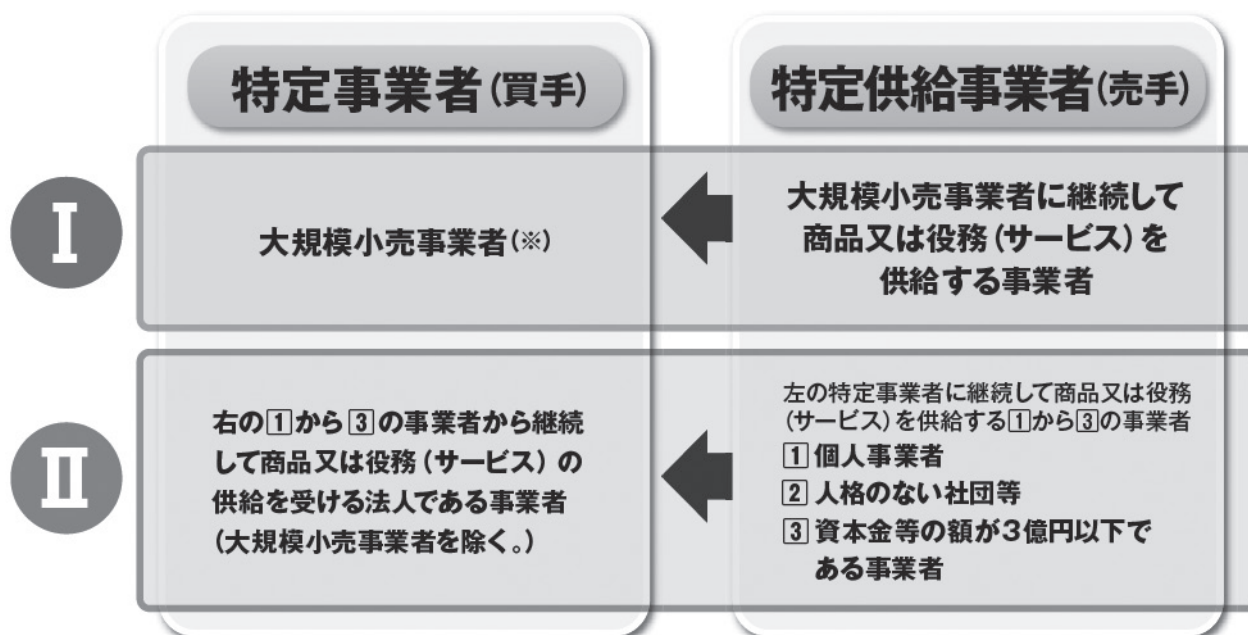
1 転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

●消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

●消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ①減額、②買ったたき、③商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT ① 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

- 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT ② 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前そのまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合



【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

- 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはけません。

〈具体例〉

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - ・ 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - ・ 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - ・ 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - ・ 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - ・ 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※)消費税を含まない価格

〈具体例〉

- 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはけません。

2 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

●禁止される表示

事業者^(注1)は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、以下①～③の表示^(注2)をしてはいけません。

(注1) 消費税転嫁対策特別措置法第8条（本条）の適用対象となる「事業者」については、景品表示法における「事業者」と同様であり、消費税の課税事業者に限られない。

(注2) 本条における「表示」については、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が対象となる。

なお、本条が予定する典型的な場面は、小売事業者による消費者向けの表示であるが、必ずしもそれに限られるものではなく、事業者間取引における表示（例えば、事業者向けのカatalogやパンフレットの記載等）であっても対象となる。

※上記（注1）（注2）は「消費税転嫁対策特別措置法及びガイドライン」より抜粋

✕ ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

- 「消費税は転嫁しません。」
- 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- 「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- 「消費税はいただきません。」
- 「消費税は当店が負担しています。」
- 「消費税はおまけします。」
- 「消費税はサービス。」
- 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- 「当店は消費税増税分を据え置いています。」





② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- 「消費税率上昇分値引きします。」
- 「消費税8%分還元セール」
- 「増税分は勉強させていただきます。」
- 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

- 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- 「消費税相当分の商品券を提供します。」
- 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- 「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」



禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

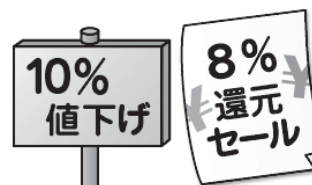
① 消費税との関連がはっきりしない



② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ



③ たまたま消費税率と一致するだけ



3 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

特例を適用した場合の事務負担の軽減

●特例がない場合(総額表示義務あり)の例

●特例を適用する場合の例



具体的な表示例 ① 税抜価格のみを表示する場合

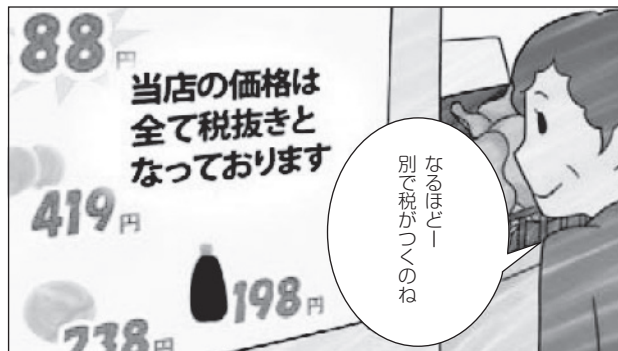
① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

② 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。

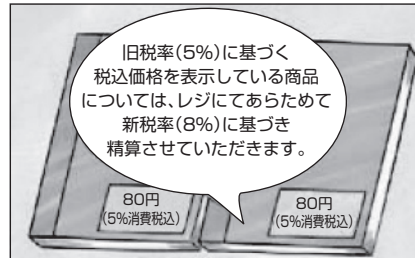


具体的な表示例

② 旧税率に基づく税込価格等で 価格表示されている場合

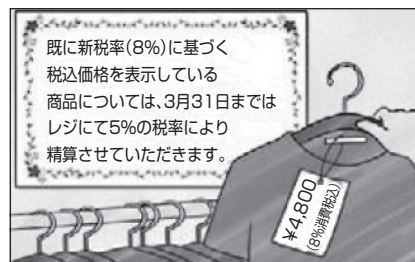
① 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



② 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



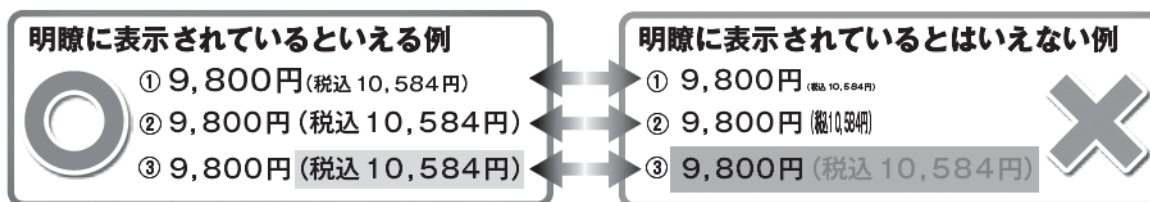
4 総額表示に係る 景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定の適用が除外される旨を確認的に規定しています。

●税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることとなります。



※「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」より転載。内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省

静岡県中小企業団体中央会では消費税増税に関する 相談受付けます！ 専門家・講師の派遣を行います！

これまで見てきたように消費税率の引上げ実施に際して様々なルールがあります。

さらに、消費税増税に関しては、その経理処理、表示方法、増税時期にまたがる取引、経過措置、下請けいじめ（転嫁拒否等）への対応、消費税転嫁のための経営戦略などの問題が想定されています。

静岡県中小企業団体中央会では、これらの問題に対し全組合を対象とした「全体講習会」の開催、個別組合（組合員企業を含む）を対象とした「相談会の開催」「専門家派遣」、個別組合が行う組合員向け「講習会」への講師派遣を行います（いずれも無料です）。

消費税増税に関する課題を抱える組合、組合員を対象とした消費税増税に関連した講習会・研修会を予定している組合等ございましたら中央会までお気軽にお問合せください。

このような事業を行っています。
活用ください！

【全体講習会の開催】

消費税増税に伴う諸問題について中央会主催の研修会を開催します。

【相談窓口の設置】

相談窓口を設け、消費税増税に伴う組合（組合員企業）の相談に専門家が応じます。（移動相談会として特定日に組合に専門家を派遣して組合主催の相談会を開催することも可能です。）

【専門家・講師派遣】

消費税増税に伴い課題を抱える組合（組合員企業）に専門家を派遣します。
組合が主催する組合員向けの消費税増税に関する講習会・研修会に講師を派遣します。

【問い合わせ先】

静岡県中小企業団体中央会 連携組織課 真野
静岡市葵区追手町44番地の1 TEL：054-254-1511 FAX：054-255-0673

静岡県中央会会員の皆さまへ耳より情報!



約37%割引!!

(団体割引30%役職員一括
契約割引10%適用)

静岡県スーパーJプランご加入のおすすめ

— 普通傷害保険(準記名式包括契約特約、就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット) —

万が一の事故に備えて社員の安心をバックアップ
静岡県中央会の団体傷害なら こんなにオトクです



業種:建設業、年間売上高4.5億円、全従業員が職種級別B
お一人あたり死亡・後遺障害保険金額2,000万円、入院保険金日額10,000円、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍)、通院保険金日額5,000円の場合

通常の傷害保険に
加入している場合



毎月の
保険料は

月々47,880円

1年間で

170,640
円もお得!

団体傷害保険に
加入している場合



静岡県中央会
の団体傷害なら

月々33,660円

- 上記は職種級別B(自動車運転者、建設作業者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険料はご加入いただいた被保険者(補償の対象者)の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。静岡県中央会の傷害保険制度に加入された被保険者の人数を合算します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

ご連絡先

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 静岡第二支社
〒420-0031
静岡市葵区呉服町1-2 三井住友海上静岡ビル4F
TEL: 054-273-5135 FAX: 054-273-5230

◎事務幹事代理店 静岡県協同振興株式会社
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1
TEL: 054-251-1637 FAX: 054-255-0673

○募集代理店 静鉄保険サービス株式会社
〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3 静鉄日出町ビル2F
TEL: 054-653-5007 FAX: 054-653-5068

○募集代理店 有限会社市川保険サービス
〒433-8112 浜松市北区初生町700-7
TEL: 053-414-2237 FAX: 053-414-2238

NO.96405 SA9-091020-A3N 2011.07/A3N15/B



遠州灘 天然とらふぐの普及に向け 積極的に活動

遠州灘ふぐ調理用加工協同組合
金原 貴 理事長

「遠州灘で漁獲されるところ、ふぐ。天然ならではの香りや歯ごたえを味わってもらいたい。ふぐ食文化を根付かせたいですね」。

遠州灘は二〇年ほど前に気候の変化により海流が変わり、現在では全国の天然とらふぐ漁獲量の六割を占める屈指の漁場となっている。しかし、『ふぐ調理師』の不足により地元で加工が行えず、水揚げされたものは下関に運ばれ下関ブランドとして築地など全国の魚市場で販売されてきた。そこに歯がゆさを感じる旅館業者等は少なくなかった。「地元で水揚げされたものを地元の旅館で提供したい。それが組合設立の動機です」。

ふぐの共同加工事業を目的に館山寺町を中心とした浜松市内の旅館業者等一八事業者で平成一五年に設立した。金原氏は当初より理事の一人として組合運営に携わってきた。「組合ではふぐの下処理を行い、組合員である旅館やホテルに販売する。これならば『ふぐ調理師』が不在の組合員も料理を提供できる」と地産地消の体制を作り上げた。

だが「ふぐの認知度についてはまだ十分ではない」と感じている。そこで、当組合の理事長となり二回目のふぐシーズンを迎える今年、より積極的な周知活動を展開する。

「人に知ってもらうには露出が一番。組合員の旅館や飲食店などにのぼりや

土産コーナーを設置したり、浜松市や観光協会と協力してチラシ作成・配布を行っていく予定です」と話し、さらに、「組合員ごとに独自のふぐ料理プランを提供できるようにしていきたい。選択の幅を広げることで魅力も高まると思う」と組合全体での特色作りも視野に入れている。

また、普及を進めるためには価格も重要。

「ふぐは高いので、多くの人に手軽に楽しんでもらえるような価格にした」と話し、「経費全般の見直しはもちろん、特に金額の大きいふぐの仕入れについては市場価格を見ながら安い時に多く発注するようにしています」と組合運営に手腕を振るう。

大学卒業後、計数感覚を身につけるため会計事務所に勤務。その後、父親が経営する旅館、時わすれ開華亭に入社した。平成元年、代表取締役役に就任。「社長就任時は景気も良く、団体客が大型バスで来て帰る時代。サービスや食事も均一で良かった」と当時を振り返る。「近年は旅行人数も小規模になり、食事や接客サービスなどに対する個々のニーズが多様化してきている。満足してもらうには苦勞も多くありますが、ここに奥深さややりがいを感じると変化した時代への対応力を発揮している。そこには「お客様に喜んでいただき、楽しそうに帰る姿を見るのが一番嬉しい」との思いがあるからだ。

地域中小企業の人材確保・定着支援事業 専門サイトを開設！

県内中小企業と大学生等との出会いを支援し、
顔の見える関係構築を目指します。

優秀な若手人材を求める

中小企業の皆様

×

地域企業の情報・魅力を知りたい

学生の皆様

静岡県中小企業団体中央会では、地域の大学、ハローワーク等と連携して、優秀な若手人材の確保と定着を求める地域中小企業のための各種事業を実施しています。大学生等が積極的に就職先として中小企業を選択するような意識付けを図るための情報や魅力の発信、中小企業の採用力アップ講座、企業説明会など多彩な事業メニューを専門サイトでチェックしてください。

大学生等に対し地域中小企業の情報や魅力を発信

- ①人材確保推進委員会
- ②出前講座
- ③企業見学会
- ④若手社員と大学生等との交流会
- ⑤中小企業経営者等と大学生等との交流会
- ⑥Uターン学生就職応援プログラム
- ⑦中小企業と大学就職支援担当者との情報交換会
- ⑧中小企業向け採用活動支援セミナー
- ⑨起業を志す学生向けセミナー
- ⑩中小企業の魅力発信事業（企業紹介集「きらり企業セレクション」）



中小企業と就職活動を行う大学生等のマッチング

- ①合同企業ガイダンス（若者応援就職ガイダンス）
- ②新卒応援ミニ就職面接会
- ③学内企業説明会
- ④個別マッチング
- ⑤博士人財（ポストドクター）と地域企業のマッチングフェア



採用後の人材育成・若手従業員の定着を支援

- ①内定者向け出前講座
- ②女性向けキャリアデザイン講座
- ③若手社員職場定着セミナー
- ④管理者向け若手社員育成セミナー

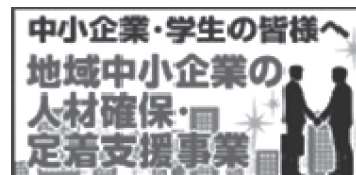
登録企業募集中！

登録無料

ご登録いただいた企業には、本事業に関する各種イベント、
セミナー等の情報をメール配信します！

<http://jinzai.siz-sba.or.jp/>

中央会ホームページの事業専門サイトよりご登録ください。



専門サイトへは、中央会ホームページの
上記アイコンをクリック！

平成24年度補正「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」（経済産業省中小企業庁補助事業）

中央会がお勧めする経営者プラン

静岡県中小企業団体中央会では、新たに経営者プランを導入しました。

加入促進対象：組合役員及び組合員事業所の経営者・役員

組合の役員や事業所の経営者・役員の皆様の万一の保障と、役員退職慰労金の準備をする4つの生命保険です。

保険の種類と特徴

(1) 終身医療保険 → 在任中と退任後の入院保障の備えと役員退職慰労金の準備

- ①医療保険です。
- ②掛金は全額損金計上できます。
- ③入院給付金は事業所への支払が可能です。
- ④終身払い型加入の場合は、加入期間に応じ解約返戻金を支給します。
- ⑤65歳、70歳払込満了型加入の場合は、解約返戻金はありません。
- ⑥役員退任時に、保険名義を退任役員様名義に変更することにより、保障を退職金として現物支給できます。

(2) 低払いもどし金型定期保険 → 役員退職慰労金の準備

- ①死亡保険と積立がセット。
- ②高い返戻率で解約金が支給されます。
- ③掛金の半額が損金計上できます。
- ④満期解約時に、一時金だけでなく年金での受け取りを選択できます。

(3) 就業不能プラン → 経営リスク低減

- ①経営者・役員が突然に就業不能の状態になった時に、保険金により経営リスクを低減します。
- ②一定条件で掛金が全額損金計上可能です。
- ③加入年数に応じ解約返戻金があります。

(4) 役員退職慰労金プラン → (医療保険+死亡保険)

- ①役員退職慰労金として、金銭でなくこの保険を名義変更し現物支給することができます。
- ②保険の権利をそのまま退職金として継続することができます。
- ③名義変更した場合に、その名義人には課税されません。
- ④この役員退職慰労金プランは、終身医療保険と死亡保険をプラスした保険です。

目的別に上記4つの保険から選択いただき、それぞれ単独あるいは組合せでご加入いただけます。4つの保険いずれかにご加入されますと、アクサ生命保険(株)のメディカルアシスタントサービスとメンタルサポートサービスを無料でご利用いただけます。

*経営者プランについてのお問い合わせ等は下記へ

静岡県協同振興株式会社

静岡市葵区追手町44-1 静岡県中小企業団体中央会 内

TEL：054-251-1637 FAX：054-251-1690



環境に配慮した新たなビルメンテナンス 商品、サービスを提供

静岡県ビルメンテナンス協同組合

県内のビルメンテナンス業者一七社が加入する当組合（櫻井貴彦理事長）は、九月二十六日、静岡市のグランシップで「第九回静岡ビルメンテナンス環境フェア」を開催した。

同フェアは、清掃に関する商品、技術を清掃業者だけでなく、一般にも広く紹介し、業界に対する関心を高めてもらおうと、隔年で開催している。

約五〇〇人を超える来場者を対象に、全国からビルメンテナンス関係のメーカーら三六社が、それぞれブースを設け、ワックス、洗



▲熱心に説明する出展者

浄剤など、環境に配慮した商品や最新メンテナンス機器を披露した。



▲講習会には、参加者が多数集まる

また、「ゴムパッキンのカビとり」など無料講習会を開催。会場は立ち見がでるほどの聴講者で埋まった。今年も新たに出席関係者から提供された掃除機やコート剤セットなどをオークションにかけ、会場を盛り上げた。

櫻井理事長は、「当組合も今年創立二〇周年を迎え、これからも業界を引っ張り、環境に配慮した商品、サービスを取り入れ、積極的に実施していきたい」と話す。

第一四回団地まつり盛大に開催

清水工業団地協同組合

同組合は、一〇月五日、静岡市の工業団地敷地内で第一四回団地まつりを開催した。

会場には、望月義夫衆議院議員や深澤陽一県議会議員ら来賓や地域住民、組合員関係者などおよそ八〇〇人が出席。イベントや模擬店、地元特産品の特卖会などで来場者を楽しませた。

イベント会場では、清水を拠点とする太鼓衆「和楽」による和太鼓の披露、親子ダンス、カラオケ大会やフラダンス、福引抽選会など多様な催事が行われ、出演者と会場が一体となり、祭り気分を盛り上げた。

同組合は、清水市（現清水区）で工場狭隘化や騒音・振動などの課題をかかえる中小製造業者ら二二社により平成五年七月に設立。総務・金融・団地管理・企画の四委員会により各種事業推進を図っている。団地まつりは、総務委員会が担当



▲ステージを盛り上げた和太鼓の披露

するイベントで地元自治会との親睦を兼ねて毎年行われ、今回で一四回目を数える。

挨拶に立った先生泰治理事長は、「団地に移転し公害問題をクリアし、自然との共生を図りながら先端技術や製品、サービスなどが快適な環境の中で創り出されている。あらためて、地域の皆様や関係者に感謝したい」と述べた。



▲10月15日にオープンした静岡支店

商工中金静岡支店の オープニングセレモニーを開催

株式会社商工組合中央金庫静岡支店

株式会社商工組合中央金庫静岡
支店のオープニングセレモニーが
一〇月一五日、同支店で行われた。
取引先や関係者がテープカットを



▲写真左より、商工中金博松静岡支店長、中央会山崎副会長、
商工中金森副社長、静岡中金会神谷会長、
静岡商工中金ユース会佐藤代表幹事、商工中金藤田取締役常務執行役員

行い、完成を祝った。
昨年七月より準備を進めていた
静岡支店の建て替えがこの度終了
し、営業開始にあたり開催された
もの。
同金庫代表取締役副社長の森英
雄氏は、「設計段階から携わった
ので感慨深いものがある。外観は
駿府城の石垣を意識した。新しい
店舗で気持ちも新たに、中小企業
を支える石垣になれるよう頑張り
ましょう」と述べた。続いて商工
中金の取引先で結成する静岡中金
会の神谷雄介会長は、「今後とも
商工中金と我々中小企業が協力し



▲ゆったりとした相談スペースを備える店内

商工中金は昭和一一年に中小企
業専門の政府系金融機関として設
立され、現在は全国に一〇〇店舗、
海外に四店舗を構える。

合うことが大事。日本一
の中金会を目指していく」
と挨拶した。
新店舗は商工中金の店
舗では初となる免震構造
を採用し、エレベーター
を備え車イスでも楽に入
店できる。鉄筋コンクリー
ト構造で、一階が駐車場、
二階は預金業務などを行
う個人客向け、三階は融
資業務に対応する事業者
向けフロアとなっている。
なお、新店舗の住所は
静岡市葵区追手町六三三、
仮店舗移転前と同じ場所。

(平成25年9月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

業界の声 対象17業種より抜粋

■製造業

- ・ 猛暑もおさまり焼き魚である“ひもの”も売上げが伸びることを期待。世界情勢不安の中ではあるが、日本経済の躍進にも期待したい。(水産食料品加工)
- ・ 駆け込みの受注が終わり、売上げが減少。相変わらず原材料の値上がりにより採算が取れない。輸出も様子見に変わった。(織物染色)
- ・ 今まで在庫調整もやってきたが、消費増税に伴う駆け込み需要で売上増が多少とも出来ると思われます。(木材・木製品)
- ・ 大手パルプ物の価格が上昇したことにより、中小の再生トイレ紙の需要は良くなっている。今後は中小の価格も上げやすくなってきている。(パルプ・紙・紙加工品)
- ・ 業界の景況はいまだ好転の兆しなく、売上げ減少・収益悪化に直結している。来年4月以降の消費税3%アップになれば、中小零細企業の印刷屋は売上に転嫁することは、ほぼ100%不可能と思われ、より一層厳しい状況に落ち込むと思われる。(印刷)
- ・ 東部、西部地域において売上高、収益状況に好転が見られるも、中部地域においては悪化しており地域によるバラツキが激しい。(骨材)
- ・ 生産、販売とも状況は相変わらず良くはならない。売るほどに赤字が増える、という低価格問題にも苦しんでいる。(セメント・同製品)
- ・ かすかに良い傾向に向かいつつある様子。しかし、これが本物か一時的かわからない。このタイミングで消費税アップは心配。強い回復基調がうかがえれば問題なく思うが、一方でますます増加する赤字国債に対し大きな不安が残る。(生産用機械器具)
- ・ 当面の仕事量はやや持ち直しつつあり、また、短納期が多いこともあって一部残業で対処する組合員も見受けられるなど、薄明かりが見え始めた感がある。(生産用機械器具)

- ・ 7、8月と続いた生産ピークは過ぎて、昨年並みの水準に戻った。(電気機械器具)
- ・ 今春以降、生産は少しずつ持ち直してきている。ただし、10月は決算反動で落ち込む見通し。(輸送用機械器具)
- ・ 軽四輪は好調だが、登録車は厳しい状況が続いている。受注部品の構成により、企業間で生産量にバラツキが見られる。(輸送用機械器具)

■非製造業

- ・ 例年9月は出荷量が増加するが、本年はとにかく建設・土木とも物件が少なく、民間需要も依然として低調。上期を通じて、出荷量は対前比8.7%の落ち込み。(セメント卸)
- ・ 猛暑の余韻が9月になっても続き、エアコン販売の好調が中旬まで続いた。月末になり寒さを肌で感じるようになり、組合員も冬季商品の準備。(家電小売)
- ・ 朝晩は涼しくなっているが、日中が残暑も厳しい。夏休みも終わり、静かな9月であった。(商店街)
- ・ 来年4月からの消費税8%への移行が確定し、商店街内の店主から多くの不安の声が聞かれる。(商店街)
- ・ 宿泊者数は増加傾向だが、宿泊単価が下がっている。(宿泊)
- ・ 本年度の上期締め当たる月だが、状況は前月と大差なく推移している。消費税も決定を見ないと本格的に動けないと言っていた顧客の対応次第。今のところは、静観。(情報サービス)
- ・ 仕事量は増加傾向だが、安い単価で引き受けることが多々あり利益が上がらず、景気浮揚感がない。(総合工事)
- ・ 工事量の増加は見られるが、職人不足が生じている。(職人全体の人口が減少している)(総合工事)
- ・ 官庁の土木工事の発注件数が増えてきているが、落札金額は相変わらず最低制限価格に近い金額。(総合工事)
- ・ 9月に決算月の企業があったため輸送量は増加したが、運賃が上がっていない。燃料の高騰もあり、収益を圧迫している。(道路貨物運送)

Q

規制対象となり、行政庁の認可が必要な共済事業とはどのようなものですか。

A

共済事業の定義について、法律上、「組合員その他の契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業」と規定され、施行規則で規制対象となるものとして「一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業」と規定されています。

具体的には、組合員から事前に何らかの資金を徴収し、予め決めた事故(死亡やケガだけでなく、結婚や出産等も含まれます)が発生した時に、組合員に対して一定の金額(10万円超)を支払うことを約束している場合は、慶弔金や見舞金といった名称にかかわらず、共済事業に該当します。

なお、商工組合では、共済金額が10万円を超える共済事業が禁止されていますので注意が必要です。

Q & A 組合運営

景況ウォッチ

組合活性化情報

「売上高」「販売価格」「収益状況」など、全9項目中8項目にて改善
 ～機械製造、建設に牽引され全項目で大幅な回復基調。しかし、消費増税目前に不安の声も。～

概況

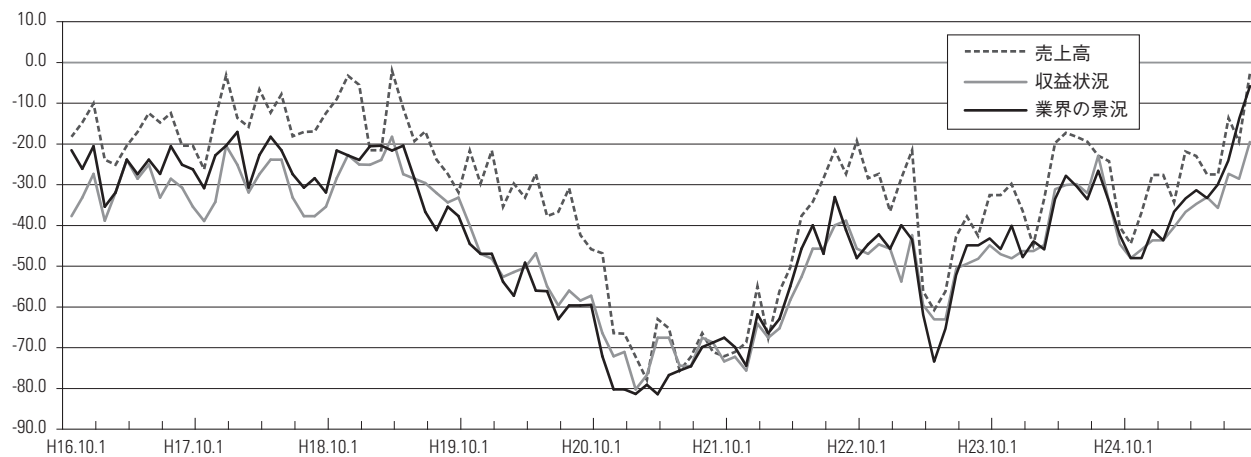
- 9月の前年同月比のDI値は、「売上高」「在庫数量」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「設備操業度」「雇用人員」「業界の景況」の8項目が改善。「販売価格」は前年同月を上回る傾向に。
 製造業は、前月との比較で「売上高」「在庫数量」「販売価格」「収益状況」「設備操業度」「雇用人員」の6項目にて改善した。
 非製造業は、前月との比較で「売上高」「在庫数量」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「雇用人員」「業界の景況」の8項目すべてにおいて改善した。
- 中小企業の景況は、前月に引き続き住宅中心に建設関連業種が改善を牽引。また一般機器製造、輸送用機器も好調を維持。卸売、小売中心に販売価格がプラスに転じ、前年同月を上回る傾向が表れる結果となった。しかし、建設業では仕事量の上昇に対し工事単価が低い。消費税の増税を目前に控え、今後の販売や価格転嫁への難しさについて不安の声もあった。また企業間格差も拡大するほか、依然として原油や電気、資材価格のコスト上昇による収益面の厳しさは解消していない。政策面の影響にも左右されることから、今後の景況推移には十分注視する必要がある。

DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H25.09	-2.3	-14.8	4.6	-3.5	-19.5	-8.1	-2.6	-4.6	-5.8
DI値	☁	☀	☀	☁	☀	☁	☁	☁	☁
H25.08	-19.6	-9.8	-4.6	-5.7	-28.7	-8.0	-23.1	-8.1	-13.8
H25.8→H25.9	17.3↑	-5.0↓	9.2↑	2.2↑	9.2↑	-0.1↓	20.5↑	3.5↑	8.0↑

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…☀ -20.1～…☁ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

主要三指標DI値推移(過去10年間)



楽しい労政会館

出勤が待ち遠しい職場、お休みが楽しみな家庭、会社も従業員もハッピー…そんなのあり!? 楽じゃないけど不幸じゃない、どう考え行動するか、答えは、力は、自分の中にすでにある!!

働くことは生きること、どんな人生を選ぶのかを決めるのは、今のあなた。なんとなく…ではなんともない人生に。今日は残りの人生の第一日目。さあ今、ライフプランを考えよう!

というわけで、まず先立つものから! 今も未来も自分らしく生活できるよう、人生設計の計画の立て方を一緒に考えませんか?

夢をかなえるマネー & ライフプランセミナー

静岡労政会館5F 第1研修室

12/13、1/17、2/21、3/14 各回のみ参加OK

●このほか最新の講座は各労政会館にお問い合わせを!

沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館
沼津市高島本町 TEL 055-921-5221 ※Pあり (台数制限あり) JR沼津駅北口より 徒歩約10分	静岡市葵区黒金町 TEL 054-221-6280 ※Pなし (主催者のみ許可制) JR静岡駅北口より 徒歩約10分	浜松市中区東伊場 TEL 053-454-5491 ※Pあり (120台収容)

…今夜も労政会館に、仕事帰りのみなさんが。会議室貸し出しだけでなく、心・技・体、コーチングやヨガ、心も体も喜ぶセミナーも展開、はたらくみなさんに寄り添います。

●仕事帰りの時間設定! 19:00~90分程度

●映画や書籍、一冊分! 1000円前後

●担当の想いが反映する!

「楽な人生なんてどこにもない、事情を抱えていない人などいない。自分も働く一人として、講座のメニューは自分で受けたいものを選んでいきます。講師も、ブログや資料をしっかりと読んで、この人だ!という方を選んでいきます。集客には苦勞することもあります、元気を与えるようなもの、薬のようにそのときは苦くても後で効いてくるものを考えています。ぜひ来てみてくださいね。」

労政会館会議室のご予約は、

とれるnet (静岡県施設予約システム) で!

静岡労政会館 TEL: 054-221-6280

(平日9時から17時まで)

FAX: 054-251-8326

Mail: rouseil@shizu-roufukujigyo.jp

~中小企業者と農林業者の皆様へ~ しずおか農商工連携 助成金のご案内

中小企業者と農林漁業者のそれぞれが保有する経営資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組みを支援します。

●助成対象者 中小企業者と農林漁業者の連携体であって、連携体の代表者の主たる事務所、事業所または住所が静岡県内に有する者。

●助成対象事業

〈新商品・新サービス開発事業〉

県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの新商品や新サービスの開発を行う事業(助成期間:2年以内)

〈販路開拓事業〉

県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの商品やサービスの流通方法の開発、マーケティングや販売促進を行う事業 (助成期間:1年以内)

〈省エネルギー等対策事業〉

農業用ハウスや暖房機、漁業用エンジンなどの農林漁業の生産施設・機材における省エネルギー対策や農林漁業の機械化、生産・養殖の効率化技術など省力生産対策の研究開発を行う事業 (助成期間:2年以内)

●助成対象経費・助成率・助成限度額

事業区分	助成対象経費	助成率	助成額
新商品・新サービス開発事業	原材料費、機械装置購入等経費、外注加工費、	助成対象経費の2/3以内	上限200万円
省エネルギー等対策事業	技術コンサルタント料、委託費、その他		
販路開拓事業	専門家謝金、旅費(専門家旅費・職員旅費)、委託費、その他		

●応募方法

※受付期間は、毎年10月上旬から12月上旬を予定
受付期間に、以下の書類をご提出ください。

①交付申請書(様式第1号)

②事業実施計画書(様式第2号)

③連携体全員分の直近2カ年の決算書写し

④連携体全員分の会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類

●お問い合わせ

公益財団法人静岡県産業振興財団

産業創出支援グループ 研究開発支援チーム

TEL: 054-254-4512 FAX: 054-251-3024

静岡県産業廃棄物適正処理推進研修会 (排出事業者向け) 開催のご案内

県では産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物排出事業者の皆様を対象とした研修会を開催いたします。本研修会では、廃棄物処理法の概要、産業廃棄物保管基準等及び電子マニフェスト制度について御説明します。

参加費は無料です。是非御参加ください。

1 開催日時及び会場

開催予定日時	地区	会場
11月14日(木) 14:00~16:30	東部	沼津労政会館 ホール
11月27日(水) 14:00~16:30	中部	静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」大会議室
11月29日(金) 14:00~16:30	西部	浜松市地域情報センター ホール

2 研修内容

- ・廃棄物処理法の概要について
- ・産業廃棄物保管基準等について
- ・電子マニフェスト制度及び操作方法について

3 参加申込方法

静岡県のホームページ(廃棄物リサイクル課ページ内の“産廃掲示板”に掲載)から申し込んでください。EメールまたはFAXでも申込可能です。

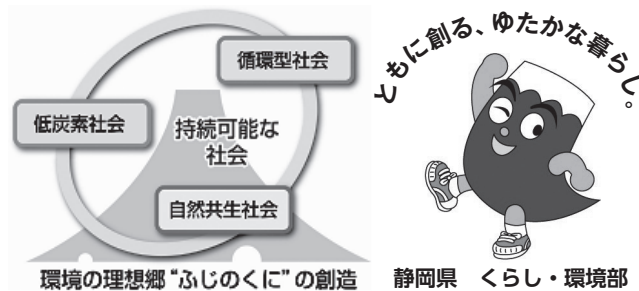
詳しくは各組合または下記までお問合せください。

廃棄物リサイクル課ホームページ

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/index.html>

●お問い合わせ

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課 産業廃棄物班
TEL : 054-221-2423 FAX : 054-221-3553
Email : hai@pref.shizuoka.lg.jp



環境の理想郷“ふじのくに”の創造 静岡県 くらし・環境部

「清水テクノカレッジ技能祭2013」 の開催について

～技能やものづくりを身近に体験できます！～

清水テクノカレッジで、ものづくりの面白さや専門校の日常活動を紹介するイベントを開催します。お誘いあわせの上ご来場ください。

●参加者

技能に関心のある方、ものづくりにチャレンジしたいお子様、進路を検討している高校生や保護者の方など、どなたでも参加できます。事前申込は不要です。

●入場料 無料

●内容

各種ものづくり体験、静岡県技能マイスターによる技能披露、ものづくり体験、各種製作品等の展示や販売、スタンプラリー、音楽隊による演奏等
※ものづくり体験は、内容により材料費程度の負担をお願いする場合があります。

●日時 11月24日(日) 午前10時～午後2時

●会場 清水テクノカレッジ (清水技術専門校) (静岡市清水区楠160)

●アクセス

- (鉄道) JR草薙駅及び静鉄草薙駅より徒歩15～20分
- (バス) しずてつジャストライン国道静岡清水線「有度局前」から徒歩10分
- (自家用車) 静清バイパス長崎インターチェンジから約5分
*場内駐車可

「ものづくりフェスタ2013 in しずおか」
「WAZAフェスタ2013 in しずおか」も同時開催します！
ものづくりの楽しさをぜひご堪能ください！

●お問い合わせ

清水テクノカレッジ
(静岡県立清水技術専門校) 訓練科
TEL : 054-345-2032 FAX : 054-345-2921
詳細については、清水技術専門校のホームページもご覧ください。

HP : <http://www.shimizu-tc.ac.jp/>

清水テクノカレッジ 検索

★写真は昨年の様子です。ふじっぴーも来るかも？



平成25年度静岡県職業能力開発促進大会記念講演会のご案内

今こそ日本のものづくり、人づくり、組織風土づくりを見直す ～企業の競争力は人財を作りあげる組織風土から～

講演会ではトヨタ自動車のトップリーダーとして長年世界で活躍された石坂芳男氏と小森治氏をお招きして、我が国企業の競争力の源泉は「人づくり」にあり、そうした人財に育てる「組織風土づくり」こそが経営の神髄・・・そのノウハウについておふたりにお話をいただきます。
業種を問わず活用できる経営ノウハウに、多くの方が共感されることでしょう。

2013

11 / 26 (火)

参加無料

時間 午後3時から5時

場所 清水テルサ

定員 400名(申込先着順)



石坂 芳男 氏
元トヨタ自動車(株) 副社長
現トヨタ自動車(株) 顧問

Part 1 講演テーマ：世界から見た真に強い企業を生み出すための人づくりとは？
講師：石坂 芳男 氏

国際競争力の低下や経済停滞と言われて久しいですが、日本はあたらめて自らの強みである「人財と組織風土」を認識すべきです。トヨタ生産方式とは、単なるものづくりや仕組みの体系ではなく、生産性の絶えざる向上と、高い品質と迅速なデリバリによる顧客満足の実現を追求し続ける経営の哲学です。快適性や利便性、ワクワク感などのポジティブインパクトを最大化させること、大気汚染や事故・問題などネガティブインパクトをゼロにすること・・・これら一見矛盾することを高い次元で調和させる「人財と組織風土」を構築することが経営の要諦です。



小森 治 氏
元豪州トヨタ(株) 社長
現(株)カイゼン・マイスター 社長

Part 2 講演テーマ：モノの品質も人づくりも現場で作り込んでいく。
その秘訣とは？
講師：小森 治 氏

トヨタの成功の要因は強い現場と組織力・組織風土にあります。理念が部門を問わず全社員に浸透し、理念に基づく協業がいかに大切かを実感してください。トヨタ生産方式はジャスト・インタイムと自“働”化の2本を柱とした、ムリ・ムラ・ムダを顕在化し改善し続けるものです。トヨタが大切にしている8つの概念-場づくり、プロセス重視、「なぜなぜ5回」で知られる現場現物主義、普遍性・一貫性・継続性の3つへの愚直なこだわり、目で見える管理、社内横断活動、標準作業、平準化作業-は、トヨタの社風となって隅々にまで浸透しています。

主催 静岡県職業能力開発協会

後援 静岡県

※申込方法等は、静岡県職業能力開発協会のホームページでご確認ください。

<http://shivada.com/> TEL：054-345-9377

静岡労働局からのお知らせ

浜松公共職業安定所(浅田庁舎)の代表電話番号変更のお知らせ

ハローワーク浜松(浅田庁舎)

所在地：〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2
(旧)代表電話番号：053-457-5151【9月30日まで】

の代表電話番号が、下記のとおり変更されました。

新代表電話番号：053-541-8609

【変更日】平成25年10月1日(火)～



お間違えのないよう、ご協力をお願いいたします。なお、各課・部門への直通番号については変更ありません。詳しくは静岡労働局ホームページ(重要なお知らせ)をご参照ください。

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> (静岡労働局ホームページ)

ポジティブ・アクションについて (女性労働者の能力を促進するための積極的な取り組み)

ポジティブ・アクションとは・・・

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

- 営業職に女性はほとんどいない、
- 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリットがあります。

(詳しくは、以下のホームページ等をご参照ください)



ポジティブ・アクションポータルサイト

厚生労働省では、企業のポジティブ・アクションに関する各種情報を提供しています。

【ポジティブ・アクション応援サイト】

全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を業種や規模別に実名で紹介するサイトです。

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

【女性の活躍推進宣言コーナー】

ポジティブ・アクションに賛同する企業として、経営トップクラスから自社の女性の活躍推進について宣言できるコーナーです。

<http://www.positiveaction.jp/declaration/index.html>

《雇用均等室の関連情報のご案内について》

静岡労働局ホームページ (<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) のトップページにある右バナー(雇用均等室のページ)からご参照ください。

雇用均等室の所掌する法令・制度等の紹介、各種の雇用均等室関係パンフレット等もダウンロードできます。

雇用均等室のページ

くみあい 百景

企業組合であい村蔵ら

お客さまとの出会いを大切に、 交流の輪を広げる

平均七〇歳 蔵で町まちおこし

伊豆半島南西部の松崎町。この町は、西伊豆の流通拠点として江戸時代から栄えてきた。町には当時の風情を残す「なまこ壁の蔵」が今でも一五〇以上ある。その一つがギャラリーレストランとして人気になっている。この築一五〇年の蔵造りの家で、手作りランチや民芸品の販売、美術品の展示などを通して、地元住民と観光客の交流の場を提供しているのが、今年四月に設立された「企業組合であい村蔵ら」である。

蔵らは、もともと町民有志二五人が平成二二年七月に共同出資し、同一〇月から営業を始めた。建物



▲築150年の蔵造りの家を改築。県内外の観光客が集まり人気を呼んでいる

は木造二階建て約二百平方メートル。一階は食堂、座敷と二階は手作りした装飾品のギャラリーとして活用されている。組合設立のきっかけは、青森千枝美理事長が個人で運営する手作り小物の店「ゆめのはな」の体験

住 所 / 〒410-3611 設 立 / 平成25年4月25日
賀茂郡松崎町松崎319-1 T E L / 0558-42-0100
理事長 / 青森千枝美
組合員 / 45人

教室の会場として、現在のギャラリーを借りたことである。住人である所有者が引越越して手放すことを理事長が知り、仲間達に呼びかけ、出資者二四人が集まり、蔵を取得した。

ワーカーズ・コレクティブ を発展させ企業組合を選択

当初は、ワーカーズ・コレクティブとよばれる形態で活動を開始。事業が予想以上に発展するに従い、二年の活動実績、高い団結力とともに組織変更し、企業組合を選んだ。企業組合の特徴の一つは、事業者、勤労者、主婦、学生など個人が、組合員となつて資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を確保することにある。組合員がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かし、会社のように法人格をもつ。個人が集まって創業するための組織として注目されつつある。

青森理事長は「事業が拡大し、法人化を検討するとき、個人が集まって組織を作ることが出来る企業組合を紹介され、初めて制度を知りました。慣れない事務処理は大変でしたが、中央会の支援もあり、スムーズに設立にこぎつける



▲お昼のテーブルは、いつも満席。評判が口コミで伝わる

ことができました。企業組合では、町内で急増する高齢者が働く場所づくりやコミュニケーションを広げる憩いの場の確保ができる点で、私たちの思いと一致しました」と話す。

組合では、レストラン、農水産物加工、販売、ギャラリー事業を主な事業として実施している。

レストラン料理は、地元産を中心に新鮮な食材を提供し、山菜、魚などの素材を生かしている。目玉は、五〇〇円で食べられる「ワンコインランチ」。メニューは、名物のさんま寿司と日替わり定食（ひる膳）を選ぶことができ、味の良さが口コミで伝わり、地元の高齢者や県外からの観光客が詰めかける。昼食時は、二〇席あるテーブルはいつも満席になることが多い。目安の一日八〇食を超えるこ

ともたびたびだ。

一階及び二階ギャラリーは、高齢者の一〇〇人ほどが、手作りした装飾品などを展示し、買い物も楽しむことができる。二階の展示場は二カ月ごとに入れ替え、国内では他に成田、関西の両空港でしか販売されていない高級なカンボジアシルクなどがずらりと飾られ、待ち時間でも飽きることがない。

また一人暮らしの高齢者などを主な対象にした「会話付き弁当の宅配事業」も行っている。宅配の際は、日用品の購入など御用聞きにも対応している。メンバーは七〇代が中心。料理やお菓子作り、掃除など特技を生かし、掛け持ちしながら働いている。

青森理事長は、「蔵らは、食事を始め、今までのキャリアを生かして、“オンラインワン”の特技を持つ皆さんが、楽しんで参加しています。私は、看護師一五年と民宿経営二〇年のキャリアを生かし、ホスピタリティ精神の接客と献立作りなどを担当。他にもパソコン技能を持つ人は、商店マップのイラスト作成、車を運転できる人は高齢者宅への弁当宅配などを行っています。多様な技術力、経験を持ち、七〇代だからこそでき

ることがたくさんあるのが、私たちのやりがいです」と話す。

ハッピーワンコインマップ 作製

二年半前ある大学の先生から「ワンコインランチを蔵らだけでなく、松崎町全体に広げれば、全国的に有名になりますよ」と提案があった。青森理事長は、これを受け、松崎町の飲食店を一軒一軒回り、協力を求めた。二〇軒の店主は、快諾し、組合でワンコインマップを一〇〇〇部製作。すぐに売り切れてしまうほどの人気で、観光客が町内各地を巡る仕組みを作り、町のにぎわい復活を目指している。

「私たちは、松崎の町を元気にするため、高齢者の生きがい、働き場づくり、一人でも来られる居場所づくりの三つを目標にしています。仲間とお客様を大事にしながら、元気に頑張っていきたいと思えます」と青森理事長は話す。



▲「町」「高齢者」を元気にしたいと話す青森理事長

2014年「組合トップセミナー」・「新春賀詞交歓会」のご案内

静岡県中央会では、新春恒例の行事となりました「組合トップセミナー」・「新春賀詞交歓会」を下記のとおり開催いたします。

新年が大いなる飛躍の年となりますよう、決意を新たにする交流の機会として頂ければ幸いです。

多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

◇開催日程 平成26年1月15日(水)

■第1部「組合トップセミナー」

14:30～ 開会

14:50～ 新春講演(基調講演)

■第2部「新春賀詞交歓会」

16:30～18:00 交流会

◇会場 ホテルセンチュリー静岡 (JR静岡駅南口徒歩3分)

◇基調講演 テーマ 「日本経済の行方～三本の矢の向かう先～(仮題)」

講師 長谷川 幸洋(はせがわ ゆきひろ)氏

東京新聞・中日新聞論説副主幹/ジャーナリスト

◇参加費 お一人 15,000円

◇お問合せ・お申込み 静岡県中小企業団体中央会 連携組織課 担当:真野

TEL. 054-254-1511

FAX. 054-255-0673





働くことを忘れた日本人

思い返してみると、いつから日本はこんなにも墮落してしまっただけでしょうか？

週休二日は当たり前前。年間1/3休む様指導する厚生労働省。週末ともなれば行楽地へ出掛け、回転寿司には長蛇の列。生活保護の受給世帯は毎月の様に増加し過去最多を更新。

時代は移り変わり、生活スタイルも欧米に近付いて来ましたが、所詮資源の乏しい島国日本。

もう一度【働く】という意味を考え直す時期に来ているのではないのでしょうか。

戦後なにもかもを失いながらも国民全体がなりふり構わずがむしゃらに働き復活を果たしたあの頃の日本人の様に。

特攻隊をはじめ、自分の命と引き換えに日本国の将来の為に死んでいった方たちの思い描いた日本国はこんな国ではなかったはず。

私は自分の子供が誇りに思える仕事をしています。それは業種や職種ではなく仕事に対する姿勢を意味しています。



静岡県東部青年中央会
鈴木 雅貴
株式会社鈴陽・工業



厳しい暑さが続いた夏も終わり秋である。秋は、スポーツの秋、食欲の秋、実りの秋などと昔から言われるように何かと楽しげなものである。しかし今年はそう喜んでばかりいられないのかも知れない。10月より社会保険料が負担増となり、消費税率は来年4月から引き上げられることが決定した。国や地方の債務残高を考慮すれば仕方ないのかも知れないが、個人の視点でみれば可処分所得、つまり自身で自由に使える金額

の減少は明らかである。

欧州の消費税率は……社会福祉は……。

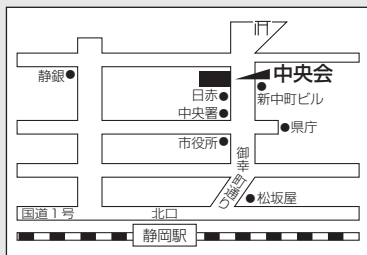
よく聞くことではあるが、ここは日本。官僚や政治家の都合もあるのだろうが、そろそろ我が国オリジナルの施策を打ち出してもいいのではないかと思う。

……普段考えないことも頭に浮かんでしまう秋の夜長である。

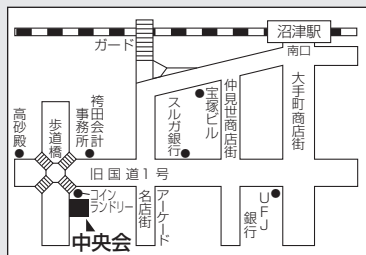
(増田)

中小企業静岡11月号 (通巻720号)

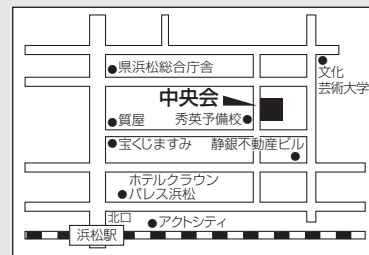
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307
 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mail アドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

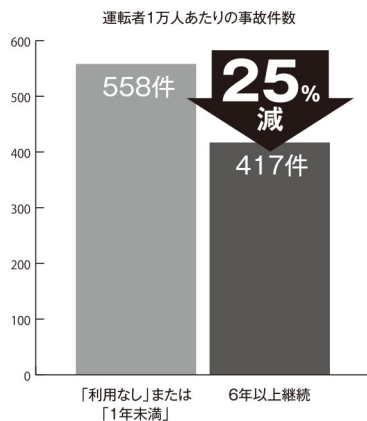
運転記録証明書を有効活用しましょう!

事業所全体の事故・違反の増減の把握、運転者に対する個別指導や安全運転教育などの資料として有効です!!

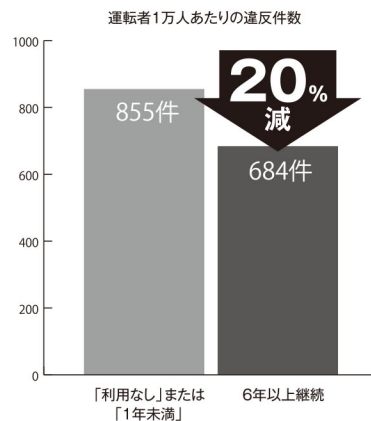
102-0084 東京都千代田区二番町3番地 安全 太郎 殿	整理番号 60001-1
運転記録証明書	
氏名 日本 次郎	昭和 25 年 1 月 10 日生
免許証番号 3[0]2[3]4[5]6[7]8[9]0[0]	
行政処分の前歴	1回 累積点数 3点
年月日	内容 点数
平成22年 9月10日	安全運転義務違反(軽傷事故) 8点
平成22年10月15日	安全運転義務違反(軽傷事故) **
平成23年 4月1日	信号無視(赤色等) 2点
平成24年 3月15日	速度違反(20以上25未満)推定 1点
	以下余白
備考	
平成 24 年 4 月 1 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。平成 24 年 4 月 1 日	
自動車安全運転センター 事務所長 印	

運転記録証明書を活用し、安全運転管理。

【事故防止効果】

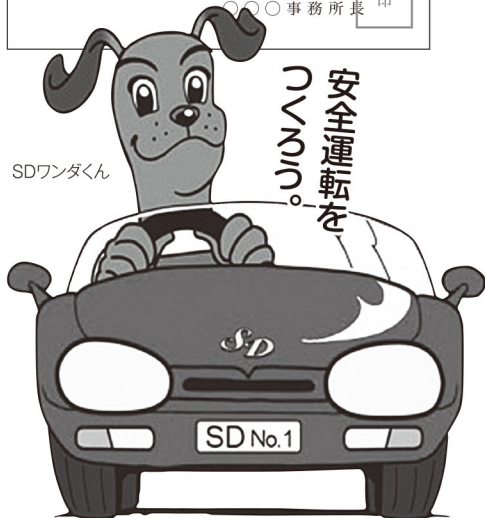


【違反防止効果】



事業所内の安全意識が向上し、交通事故や違反の減少に期待できます。これにより保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果を認めています。

※コンサル会社による2007年度調査結果



継続的な活用がより高い効果を生み出します!

お気軽にご相談下さい。自動車安全運転センター 静岡県事務所

〒420-0949 静岡市葵区与一6丁目16番1号(静岡県警察中部運転免許センター内) TEL.054(252)3191 FAX.054(255)3587

つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにオハロウと。
アホな相談。



働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN! 水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方 **予約優先**^{※1}

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

ローンのこと、お金のこと。 ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託の
ご相談もお取り扱いします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に
アクセス!



はずむ話は デイ タイムに。

家族一替りかえり。
お休みの日。

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日 **予約制**

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

週末はご家族で。 3ローンセンターでは 土日も相談OK。

お客様の声にお応えして土日も相談会を開催。

土曜日
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

お問い合わせ
ご予約は

ビボバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00
0120-609-123

インターネットホームページ
<http://shizuoka.rokin.or.jp>